

障がい福祉サービス利用手順

～障がい福祉サービスを利用するためには、「サービス等利用計画」が必要になります～

①サービス申請（柳川市役所福祉課障がい者福祉係）

☎0944-77-8514 持っていく物等事前にお問い合わせください。

②相談支援事業所への申込み・契約（②と③が逆になることもあります。）

柳川市には5つの相談支援事業所があります。下記の事業所よりお選びください。

【指定障がい児相談支援事業所】

- プラン柳川 0944-88-9908
- 柳川療育センター 0944-73-0039
- りんどう 0944-32-8240

【指定特定相談支援事業所】

- 健康荘 0944-74-1766
- さくら 0944-88-9382
- プラン柳川 0944-88-9908
- 柳川療育センター 0944-73-0039

- ・相談支援事業所を決め、「サービス等利用計画」の作成を依頼します。
- ・相談支援事業所がサービスの調整を図り、「サービス等利用計画」を作成します。
- ・相談支援事業所は、事業所見学の同行や市役所調査時の同席などできます。

③調査員（市役所）による認定調査

※市役所調査員から連絡があり、調査の日程調整が行われます。

④「サービス等利用計画案」を市役所へ提出

※契約した相談支援事業所が市役所へ提出します。

⑤審査会にて支給決定

※調査結果と利用計画案（と医師意見書）などを元に支給決定がなされます。

⑥受給者証の発行

※希望する事業所を利用できるようになります。

⑦利用開始

☆対象部分を確認し、申請に必要な物をチェックしてご確認ください☆

障がい児対象

- 障害者手帳
- 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- 医師診断書

身体障がい対象

- 身体障害者手帳

知的障がい対象

- 療育手帳

精神障がい対象

- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）
- 年金を現に受けていることを証明する書類（障害基礎年金、障害厚生年金などの年金証書など）
- 医師診断書

難病等対象

- 特定疾患医療受給者証
- 医師診断書